

## 特定処遇改善加算に対応する処遇改善事項について

NPO法人福岡地域福祉サービス協会

2019年度10月より実施した特定処遇改善加算に対応する処遇改善事項は以下のとおりです。なお、2020年度の新たな実施項目はありません。

### 1. 改善計画における職員グループの考え方

#### ①グループ；「経験・技能のある介護職員」の規準

介護福祉士で、以下の要件に該当する正職員。

- ① 経験10年目以上（10号俸以上）
  - ② 経験9年目以下で、副主任以上の役職者。（9号俸以下）
  - ③ 経験8年目以上で、サービス提供責任者・計画作成担当者。（8号俸以上）
- ※他の資格と介護福祉士資格を併せて有している場合、介護福祉士として扱う。

#### ②グループ；「その他の介護職員」の規準

- ①「①グループ」以外の介護職員。（常勤・非常勤、資格の有無は問わない）
- ②登録ヘルパー。
- ③看護職の資格を有しているが、介護職として従事している職員。
- ④本部所属であるが、何らかの介護職としての業務を行っている職員。

#### ③グループ；「その他の職員」の規準

- ①介護事業部門に従事する看護職、事務等の介護職以外の職員。（常勤・非常勤を問わない）

### 2. 具体的な処遇改善計画

#### (1) 介護福祉士の経歴換算の実施（正職員対象）

##### ① 目的

「経験・技能のある介護職員」を評価するという加算の主旨をふまえて、一定の範囲で経歴換算を行う。

##### ② 経歴換算の実施

- ・採用前の経歴換算は、介護福祉士で正職員として就労した期間の「0.5」を換算する。
- ・経歴換算は10年までとする。
- ・介護福祉士として在職する職員は、採用時の経歴換算を行い、2019年10月給与から反映させる。

#### (2) 「特定処遇改善手当」の新設（正職員対象、資格は問わない）

##### ① 「勤続加算」の新設

- ・法人内での経験、貢献を評価するために「勤続加算」を新設する。
- ・「勤続加算」について
  - 1年当り月額1500円とし、10年を限度に支給する。（上限15,000円）
  - 支給時期

毎年、採用日を含む給与支給月の翌月給与から加算する。

② 「役職加算」の新設

- ・責任ある役職を担っていることを評価し、「役職加算」を新設する。
- ・内容 課長以上；月額 20,000 円  
主任；月額 10,000 円  
副主任；月額 6,000 円

③ 「職務加算」の新設

- ・職務手当の支給対象者が各事業所で中心的な職務を担っていることを評価し、「職務加算」を新設する。
- ・内容 管理者手当支給者；月額 10,000 円  
サービス提供責任者手当支給者；月額 5,000 円  
計画作成担当者手当支給者；月額 5,000 円

④ 「訪問介護加算」の新設

- ・訪問サービスに従事する職員を評価し、訪問介護事業所及び小規模多機能施設の訪問介護従事者を対象に「訪問介護加算」を新設する。
- ・内容 訪問介護事業所（正職員）；月額 8,000 円  
// 週 30 時間以上パート；月額 4,000 円  
小規模多機能施設（正職員）；月額 3,000 円  
// 週 30 時間以上パート；月額 2,000 円

⑤ 給与明細書上の表記

上記の 4 項目の手当について、合計額を「特定処遇改善手当」として表記する。

(3) 「遅出手当」の改定

- ① 「19 時超」→「19 時以後」に改定（500 円）
- ② 「20 時以後」を新設（1000 円）※現行 500 円
- ③ 「21 時以後」1000 円を 1500 円に増額

(4) 非常勤職員

- ① 定期昇給の改定 →上限 10 年を 15 年に延長する。
- ② 特定処遇改善加算一時金支給
  - ・週 30 時間以上夏冬各 3 万円年間 6 万円
  - ・30 時間未満の場合は時間で按分する。

(5) 登録ヘルパーの手当改定

- ① 処遇改善一時金の支給
  - ・年間上限 12 万円（半期 6 万円）とし、稼働時間で支給基準を決める。
  - ・半年間の稼働時間 700 時間以上 6 万円。また、月平均 5 時間となる 30 時間以上を 3000 円とし、大部分の登録ヘルパーが支給対象となる。
- ② 移動手当の改定  
移動手当 180 円→220 円
- ③ 会議手当の改定  
会議手当 800 円→1000 円
- ④ キャンセル料の改定  
現行「交通費含む」の規程を通常サービスと同様に交通費を支給するよう改定する。

以上